

別表 1 (実施基準)

I 経営体育成対策

種目	細目 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
1 農地 所有 適格 法人 育成 促進	(1) 農地所有適格法人 経営発展支援 地域農業の中心 的な役割を担う農 地所有適格法人の 経営発展を図る。	補助	<p>【推進費】 1,000～5,000千円 (5/10以内)</p> <p>【機械整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (3/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 (1/3以内)</p> <p>【施設整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 ※1 (4.5/10以内 ※2 うち機械 3/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 ※1 (5/10以内 ※2 うち機械 1/3以内)</p> <p>※1 就業環境整備を単 独で実施する場合の事業 費範囲は、1,000～5,000 千円</p> <p>※2 直売及び地域食材活 用飲食施設整備は、一般 地域 3/10以内、中山間 地域 1/3以内</p>	<p>農地所有適格法人が、経営の規模拡大、6次産業化及び園芸等複合化による経営改善計画等の達成や、地域営農体制の再編・強化を図るために必要な機械・施設の整備等</p> <p>ア 規模拡大 地域の出し手農家との連携等により、規模拡大を図るために必要な機械・施設</p> <p>イ 6次産業化 農産物加工や直売等の経営の6次産業化を図るために必要な施設及び調査・販売促進活動等</p> <p>ウ 園芸等複合化 園芸等の品目導入など、経営の複合化を加速的に進めるために必要な機械・施設</p> <p>エ 地域営農再編・強化 担い手間の連携内容を定めた地域営農再編・強化計画の実践に必要な施設</p> <p>オ 就業環境整備 法人就業者の確保・定着のために必要な就業環境施設</p>	<p>・農地所有適格法人 ※2</p> <p>※2 農業に常時従事する者を1名以上雇用している3戸未満の農地所有適格法人を含む。 また、直売及び地域食材活用飲食施設整備においては、3戸未満の農地所有適格法人(常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であること)を含む。</p>

採 択 基 準

- 1 事業主体の農地所有適格法人は、実施要領第3の4に定めることのほか、以下の要件を満たすこと。
 - (1) 農業経営改善計画の認定を受けていること。
 - (2) 原則として3戸以上で構成する農地所有適格法人とし、3戸未満の農地所有適格法人においては、以下のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であること。
 - イ 農業に常時従事する者を1名以上雇用していること。
 - (3) 設立5年以内の農地所有適格法人であって、農業経営改善計画との整合を図り、事業実施5年後を目処として、農業経営改善計画の目標又はそれを上回る計画による経営改善が達成される見込みであること。
なお、当該計画の達成が早まった場合は、再認定を受けること。
 - (4) 再編・合併等により経営発展を図る場合又は以下の要件を満たす地域営農再編・強化計画を作成し、取り組む場合は、設立6年以上の農地所有適格法人を対象とする。
 - ア 実質化された人・農地プラン又は地域計画の実践に必要な取組であると市町村が認めた計画であること。
 - イ 地域の営農体制構築に向けて計画地域内の担い手と連携して取り組む、先進技術を活用した以下のうちいずれかの実現に資する内容であること。
 - (ア) 生産コストの低減
 - (イ) 販売額の向上
 - (ウ) 自動化・省力化
 - ウ 事業主体は、農業経営・就農支援センターの専門家等から経営診断又は経営計画の確認・助言等を受け、それらを踏まえた地域営農再編・強化計画になっていること。
 - エ 導入する機械・施設は、上記の計画に位置付けられた取組の実践に繋がるものであること。
- 2 乾燥調製施設は、カントリーエレベーター及びライスセンターの受益地との調整が図られていること。
- 3 就業環境施設を整備する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - (1) 法人が行う農業に常時従事する者を新たに雇用すること又は過去2年以内に雇用していること。
 - (2) 経営体の売上の増加が見込まれること。

種目	細目 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
1 農地所有適格法人育成促進	(1) 農地所有適格法人経営発展支援 地域農業の中心的な役割を担う農地所有適格法人の経営発展を図る。	リース	<p>【機械整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 1,000～30,000 千円 (3/10 以内) ・中山間地域 1,000～30,000 千円 (1/3 以内) <p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 1,000～30,000 千円 (4.5/10 以内 うち機械 3/10 以内) ・中山間地域 1,000～30,000 千円 (5/10 以内 うち機械 1/3 以内) 	<p>農地所有適格法人が、経営の規模拡大、6次産業化及び園芸等複合化による経営改善計画等の達成や、地域営農体制の再編・強化を図るために必要なリース用機械・施設の整備</p> <p>ア 規模拡大 地域の出し手農家との連携等により、規模拡大を図るために必要な機械等</p> <p>イ 6次産業化 農産物加工や直売等の経営の6次産業化を図るために必要な機械等</p> <p>ウ 園芸等複合化 園芸等の品目導入など、経営の複合化を加速的に進めるために必要な機械等</p> <p>エ 地域営農再編・強化 担い手間の連携内容を定めた地域営農再編・強化計画の実践に必要な機械等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合 ・民間リース会社 ・第3セクター <p>(農地所有適格法人)</p>

採 択 基 準

- 1 借受者の農地所有適格法人は、実施要領第3の4に定めることのほか、以下の要件を満たすこと。
 - (1) 農業経営改善計画の認定を受けていること。
 - (2) 原則として3戸以上で構成する農地所有適格法人とし、3戸未満の農地所有適格法人においては、以下のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であること。
 - イ 農業に常時従事する者を1名以上雇用していること。
 - (3) 設立5年以内の農地所有適格法人であって、農業経営改善計画との整合を図り、事業実施5年後を目処として、農業経営改善計画の目標又はそれを上回る計画による経営改善が達成される見込みであること。
なお、当該計画の達成が早まった場合は、再認定を受けること。
 - (4) 再編・合併等により経営発展を図る場合又は以下の要件を満たす地域営農再編・強化計画を作成し、取り組む場合は、設立6年以上の農地所有適格法人を対象とする。
 - ア 実質化された人・農地プラン又は地域計画の実践に必要な取組であると市町村が認めた計画であること。
 - イ 地域の営農体制構築に向けて計画地域内の担い手と連携して取り組む、先進技術を活用した以下のうちいずれかの実現に資する内容であること。
 - (ア) 生産コストの低減
 - (イ) 販売額の向上
 - (ウ) 自動化・省力化
 - ウ 事業主体は、農業経営・就農支援センターの専門家等から経営診断又は経営計画の確認・助言等を受け、それらを踏まえた地域営農再編・強化計画になっていること。
 - エ 導入する機械等は、上記の計画に位置付けられた取組の実践に繋がるものであること。

種目	細目的 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
1 農地所有適格法人育成促進	(2) 農地所有適格法人設立支援 法人化を行う農業生産組織等の、法人設立後の経営基盤の安定化を図る。	補助	<p>【機械整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 3,000～50,000千円 (1/3以内) ・中山間地域 1,000～50,000千円 (1/3以内) <p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 3,000～50,000千円 ※1 (5/10以内 ※2 うち機械 1/3以内 ※2) ・中山間地域 1,000～50,000千円 ※1 (5/10以内 ※2 うち機械 1/3以内) <p>※1 就業環境整備を単独で実施する場合の事業費範囲は、1,000～5,000千円</p> <p>※2 直売及び地域食材活用飲食施設整備は、一般地域 3/10以内、中山間地域 1/3以内</p>	農業生産組織等が法人化し、経営発展を目指すために必要な機械・施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・農地所有適格法人 ※2 ・農業者等の組織する団体 <p>※2 農業に常時従事する者を1名以上雇用している3戸未満の農地所有適格法人を含む。 また、直売及び地域食材活用飲食施設整備においては、3戸未満の農地所有適格法人(常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であること)を含む。</p>

採 択 基 準

- 1 事業主体の「農地所有適格法人」及び「農業者等の組織する団体」は、実施要領第3の4に定めることのほか、以下の要件を満たすこと。
 - (1) 農地所有適格法人以外の団体の場合（当該団体の中心となる農業者が認定農業者又は認定就農者となっていない3戸以上で組織された団体を含む。）
年度内に法人化し、認定農業者になることが確実なこと（設立総会の実施や登記申請中等）。
 - (2) 農地所有適格法人の場合
 - ア 設立1年以内の法人で、認定農業者（年度内に認定農業者になることが確実な者を含む。）であること。
 - イ 原則として3戸以上で構成する農地所有適格法人とし、3戸未満の農地所有適格法人においては、以下のいずれかの要件を満たすこと。
 - (ア) 常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であること。
 - (イ) 農業に常時従事する者を1名以上雇用していること。
- 2 園芸等複合化を実施する場合は、新たに導入される部門（作目）の目標時における売上が、全体の2割以上となること。
- 3 6次産業化を実施する場合は、新たに導入される部門の目標時における売上が、全体の2割以上となること。
- 4 乾燥調製施設は、カントリーエレベーター及びライスセンターの受益地との調整が図られていること。
- 5 就業環境施設を整備する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - (1) 法人が行う農業に常時従事する者を新たに雇用すること又は過去2年以内に雇用していること。
 - (2) 経営体の売上の増加が見込まれること。

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
2 新規 就農 者 育 成 促 進	就農時の条件整備を支援することにより、就農の円滑化を図り、多様な就農ルートを通じて意欲ある若者を確保育成する。	補助	<p>【機械整備】 1 支援対象者につき 1,000～20,000 千円以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規参入者 (5/10 以内) ・農家子弟 (1/3 以内) <p>【施設整備】 1 支援対象者につき 1,000～20,000 千円以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規参入者 (5/10 以内) ・農家子弟 (5/10 以内 うち機械 1/3 以内) 	採択基準を満たす認定新規就農者が、事業主体及び支援対象者以外の者（以下、「第三者」という。）から継承する農業用機械・施設の取得、修繕、移設等（以下、「修繕等」という。）	・市町村

採 択 基 準

1 支援対象者要件

以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 50歳未満の認定新規就農者（ただし、45歳未満で認定を受けたものに限る）。
- (2) 経営継承、規模拡大及び新規部門の開始のため、第三者が所有する機械・施設を活用する者。
- (3) 経営開始3年目までの者。
- (4) 地域計画に位置付けられ、又は位置付けられることが見込まれる者。
- (5) 新規就農者育成総合対策事業等で市町村が作成する新規就農者に対する地域サポート計画（以下、「地域サポート計画」という。）に基づく者

2 補助金算定事業費の範囲は、1支援対象者につき国庫補助事業を含め3カ年累計補助金算定事業費 10,000千円（園芸・畜産の導入・拡大及び経営の多角化の取組については20,000千円）以内とする。

3 継承する施設が園芸用栽培施設の場合は、本採択基準に加え、実施要領別表1「Ⅱ農林水産業の体質強化対策」種目「4 園芸生産促進」の採択基準における「補助対象及び上限事業費」を満たすものとする。

種目	細目的 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
2 新規就農者育成促進		リース	<p>【機械整備】 1 支援対象者につき 1,000～20,000 千円以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規参入者 (5/10 以内) ・農家子弟 (1/3 以内) <p>【施設整備】 1 支援対象者につき 1,000～20,000 千円以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規参入者 (5/10 以内) ・農家子弟 (5/10 以内 うち機械 1/3 以内) 	採択基準を満たす認定新規就農者が、経営規模の拡大及び新規部門の開始のために必要なリース用機械・施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合 ・民間リース会社 ・第3セクター <p>(認定新規就農者)</p>

採 択 基 準

1 リース借受者要件

以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 50歳未満の認定新規就農者（ただし、45歳未満で認定を受けたものに限る）。
- (2) 規模拡大により経営体を目指す者。
- (3) 経営開始3年目までの者。
- (4) 地域計画に位置付けられ、又は位置付けられることが見込まれる者。
- (5) 地域サポート計画に基づく者

2 補助金算定事業費の範囲は、1支援対象者につき国庫補助事業を含め3カ年累計補助金算定事業費 10,000千円（園芸・畜産の導入・拡大及び経営の多角化の取組については20,000千円）以内とする。

Ⅱ 農林水産業の体質強化対策

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
1 「新潟米」 体質強化促進	「新潟米」のコ スト低減や食味・ 品質確保の取組 を支援	補助	<p>【機械整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 3,000～50,000 千円 (3/10 以内) ・中山間地域 1,000～50,000 千円 (1/3 以内) <p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 3,000～50,000 千円 (4.5/10 以内 うち機械 3/10 以内) ・中山間地域 1,000～50,000 千円 (5/10 以内 うち機械 1/3 以内) <p>【基盤整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 3,000～50,000 千円 (4/10 以内) ・中山間地域 1,000～50,000 千円 (4.5/10 以内) 	<p>ア 「新潟米」のコスト低減に必要な 機械、共同利用施設及び小規模な土 地基盤の整備</p> <p>イ 消費者や実需者の求める食味・品 質等を確保するために必要な機械・ 施設の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・農地所有適格法 人 ・農業者等の組織 する団体 ・農業協同組合 ・土地改良区 ・第3セクター

採 択 基 準

- 1 「ア 『新潟米』のコスト低減に必要な機械、共同利用施設及び小規模な土地基盤の整備」は、地域計画に位置づけられた担い手（見込まれることが確実な者を含む。）により、生産方式の改善等を組み合わせ総合的にコスト低減を図るものとし、以下の要件を満たすこと。
 - (1) 施設等の整備により、目標年度において10a当たり米生産費または60kg当たりの米生産費のいずれかが地域の目標値以下、又は現状の生産費より1割低減されることが見込まれること。
 - (2) 「担い手農家の経営革新に資する稲作技術カタログ」（農林水産省）に掲載の技術等（※）について、新たに1つ以上取り組む計画を策定すること。
 - ※ ただし、カタログ中「12. 品種関係」は除き、カタログ外の技術であってもICT・先端技術と特に認められるものを含む。
 - (3) 目標年度において適正な品種構成となること見込まれること。
 - (4) 小規模な土地基盤整備は、受益の範囲は3戸以上かつ50a以上、「県単農業農村整備事業」の採択基準を満たさないこと、補助の対象は原材料費・借損料等とし、原則として事業主体が直営で共同施行すること。
 - (5) 乾燥調製施設は、カントリーエレベーター及びライスセンターの受益地との調整が図られていること。
- 2 「イ 消費者や実需者の求める食味・品質等を確保するために必要な機械・施設の整備」は、以下の要件を満たすこと。
 - (1) 実施地区において、「新潟米食味・品質基準ガイドライン」に基づく地区産米の品質向上及び区分集荷・販売実施計画を作成し、産米の品質向上に向けた具体的な活動が実践されることが見込まれること。
 - (2) 以下のいずれかを満たすこと。
 - ア 整備施設等の活用及び食味・品質を確保するための栽培技術対策に取り組み、目標年度において地区の産米全体の1等級比率が地域の目標値以上となること見込まれること。
 - なお、「新潟米食味・品質基準ガイドライン」に基づく区分集荷・保管のために必要な施設の増築と一体的に整備する場合に限り、フォークリフトを対象とする。
 - イ 「新潟県特別栽培農産物認証制度」等の特色ある米づくりに必要な施設等を整備する場合には、「特色ある米生産販売拡大計画」を策定し、消費者や実需者との結びつきにより、特色ある米等の生産・販売を行うとともに、その1等級比率が地域の目標値以上となること見込まれること。
 - 特色ある米の例
 - (ア) 「新潟県特別栽培農産物認証制度」に基づく米
 - (イ) 「JAS法」に基づく有機栽培米
 - (ウ) 農地所有適格法人、農業者等の組織する団体又は農業協同組合等が、独自に生産・販売を行っている、化学合成農薬や化学肥料を慣行よりも減らして生産された米
 - (エ) その他有利販売につながる米等

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
1 「新潟米」 体質強化促進		リース	【機械整備】 ・一般地域 1,000～30,000千円 (3/10以内) ・中山間地域 1,000～30,000千円 (1/3以内))	ア 「新潟米」のコスト低減に必要なリース用機械の整備 イ 消費者や実需者の求める食味・品質等を確保するために必要なリース用機械の整備	・農業協同組合 ・民間リース会社 ・第3セクター (認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、第3セクター)

採 択 基 準

- 1 「ア 『新潟米』のコスト低減に必要なリース用機械の整備」は、地域計画に位置づけられた担い手（見込まれることが確実な者を含む。）により、生産方式の改善等を組み合わせ総合的にコスト低減を図るものとし、以下の要件を満たすこと。
 - (1) 施設等の整備により、目標年度において10a 当たり米生産費または60kg 当たりの米生産費のいずれかが地域の目標値以下、又は現状の生産費より1割低減されることが見込まれること。
 - (2) 「担い手農家の経営革新に資する稲作技術カタログ」（農林水産省）に掲載の技術等（※）について、新たに1つ以上取り組む計画を策定すること。
 - ※ ただし、カタログ中「12. 品種関係」は除き、カタログ外の技術であってもICT・先端技術と特に認められるものを含む。
 - (3) 目標年度において適正な品種構成となることが見込まれること。
 - (4) 無人航空機導入地区においては、オペレーターが養成されているか、事業実施年度において養成されることが確実な地区であること。

- 2 「イ 消費者や実需者の求める食味・品質等を確保するために必要なリース用機械の整備」は、以下の要件を満たすこと。
 - (1) 実施地区において、「新潟米食味・品質基準ガイドライン」に基づく地区産米の品質向上及び区分集荷・販売実施計画を作成し、産米の品質向上に向けた具体的な活動が実践されることが見込まれること。
 - (2) 以下のいずれかを満たすこと。
 - ア 整備機械の活用及び食味・品質を確保するための栽培技術対策に取り組み、目標年度において地区の産米全体の1等級比率が地域の目標値以上となることが見込まれること。
 - イ 「新潟県特別栽培農産物認証制度」等の特色ある米づくりに必要なリース用機械を整備する場合には、「特色ある米生産販売拡大計画」を策定し、消費者や実需者との結びつきにより、特色ある米等の生産・販売を行うとともに、その1等級比率が地域の目標値以上となることが見込まれること。
 - 特色ある米の例
 - (ア) 「新潟県特別栽培農産物認証制度」に基づく米
 - (イ) 「JAS 法」に基づく有機栽培米
 - (ウ) 農地所有適格法人、農業者等の組織する団体又は農業協同組合等が、独自に生産・販売を行っている、化学合成農薬や化学肥料を慣行よりも減らして生産された米
 - (エ) その他有利販売につながる米等

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
2 優良種子生産体制整備支援	稲等の優良種子の安定生産・供給を推進する。	補助	【施設整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (4.5/10以内 うち機械3/10以内) ・中山間地域 1,000～50,000千円 (5/10以内 うち機械1/3以内)	稲等の優良種子の安定生産・供給を推進するため、種子場農業協同組合等が、種子生産体制の効率化等を行うために必要な施設の整備	・採種組合 ・種子場農業協同組合 ・全国農業協同組合連合会新潟県本部
		リース	【機械整備】 ・一般地域 1,000～30,000千円 (3/10以内) ・中山間地域 1,000～30,000千円 (1/3以内)	稲等の優良種子の安定生産・供給を推進するため、種子場農業協同組合等が、種子生産体制の効率化等を行うために必要なリース用機械の整備	・農業協同組合 ・民間リース会社 ・第3セクター (採種組合、種子場農業協同組合、全国農業協同組合連合会新潟県本部)
3 大豆・そば・麦生産促進	実需の求める品種、収量、品質の売れる大豆・そば・麦を生産し、米を中心とした安定的な複合経営の確立を図る。	補助	【施設整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (4.5/10以内 うち機械3/10以内) ・中山間地域 1,000～50,000千円 (5/10以内 うち機械1/3以内)	大豆・そば・麦の生産のために必要な施設の整備	・農地所有適格法人 ・農業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・第3セクター
		リース	【機械整備】 ・一般地域 1,000～30,000千円 (3/10以内) ・中山間地域 1,000～30,000千円 (1/3以内)	大豆・そば・麦の生産のために必要なリース用機械の整備	・農業協同組合 ・民間リース会社 ・第3セクター (認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、第3セクター)

採 択 基 準

実施地区において、県採種計画に基づき、種子生産団地が確保され、かつ、種子生産体制が効率化されることが見込まれること。

実施地区において、県採種計画に基づき、種子生産団地が確保され、かつ、種子生産体制が効率化されることが見込まれること。

- 1 対象作物については、水田収益力強化ビジョン等に位置付けられた作物であること。
- 2 目標年度において、対象作物の10a 当たり収量及び品質が、いずれも水田収益力強化ビジョン等に定める地域の目標値以上となることが見込まれること。
- 3 目標年度において、事業実施年度と同面積以上の作付けが見込まれること。

- 1 対象作物については、水田収益力強化ビジョン等に位置付けられた作物であること。
- 2 目標年度において、対象作物の10a 当たり収量及び品質が、いずれも水田収益力強化ビジョン等に定める地域の目標値以上となることが見込まれること。
- 3 目標年度において、事業実施年度と同面積以上の作付けが見込まれること。

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
4 園芸 生産 促進	園芸生産拡大、高付加価値化、低コスト化に必要な施設等の整備により、園芸産地の体質強化を図る。	補助	<p>【推進費】 1,000～5,000千円 (5/10以内)</p> <p>【機械整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (3/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 (1/3以内)</p> <p>【施設整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (4.5/10以内 うち機械 3/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 (5/10以内 うち機械 1/3以内)</p> <p>【基盤整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (4/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 (4.5/10以内)</p>	<p>ア 園芸生産による農業所得の拡大に向け、「園芸生産促進」で整備する機械、施設に係る効率的生産体制づくり、流通・販売体制強化を図るために必要な推進活動 (ア) 効率的生産体制づくり ・共同化、組織化、機械化に向けた活動 ・新技術、新品目、新品種導入に係る活動 (イ) 流通・販売体制強化 ・実需者、消費者等の交流、市町調査、流通システム改善に係る活動 ・商品企画、消費者への情報発信に係る活動 ・加工、業務用取引に係る活動 ・観光連携推進に係る活動</p> <p>イ 園芸の生産拡大、高付加価値化、低コスト化のために必要な機械・施設や基盤等の整備 (ア) 施設整備 (イ) 機械整備 (ウ) 小規模基盤整備</p> <p>ウ 高収益・周年型園芸生産の拡大を図るために必要な園芸用鉄骨ハウス及びその附帯設備の整備</p> <p>エ 第三者から継承する園芸用栽培施設の修繕等</p>	<p>・市町村 ・農地所有適格法人 ※ ・農業者等の組織する団体 ・全国農業協同組合連合会新潟県本部 ・農業協同組合 ・農業共済組合 ・土地改良区 ・第3セクター</p> <p>※ 農業に常時従事する者を1名以上雇用している3戸未満の農地所有適格法人を含む。</p>

採 択 基 準

- 1 「地域園芸振興プラン」等が策定されており、事業の対象とする品目が当該プランで位置づけられていること。
ただし、以下の要件を満たす場合は、この限りではない。
 - (1) 県内での生産例がきわめて少ないものの、高付加価値化が期待できる新規品目を導入すること
 - (2) 県内での生産見込みについて客観的な可能性があること
 - (3) 栽培技術等について他の農業者に開示すること
- 2 「ア 推進活動」は以下の要件を満たすこと。
 - (1) 事業主体は以下のいずれかに該当するものとする。
 - ア 「園芸生産促進」で機械、施設を整備する市町村、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合及び農業共済組合
 - イ 「園芸生産促進」で機械、施設をリースする農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合及び農業共済組合
 - (2) 「園芸生産促進」で整備する機械、施設と一体的に実施するものとし、当該機械、施設整備の目標達成に係る取組を対象とする。
 - (3) 受益地区は「園芸生産促進」で機械、施設を整備又はリースした受益地区と同一とする。
- 3 「イ 園芸の生産拡大、高付加価値化、低コスト化のために必要な施設や基盤等の整備」の「(イ) 機械整備」の事業主体は農業協同組合とし、補助対象は農業者に貸し出す機械に限る。
- 4 「ウ 園芸用鉄骨ハウス及びその附帯施設の整備」は以下の要件を満たすこと。
 - (1) 事業主体は、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体とする。
 - (2) 支援対象は「地域園芸振興プラン」等に位置づけられた品目の産地の担い手であって、品目・作型の協定や共同選別・共同販売等、より高度な産地を目指すものであること。
 - (3) 補助対象施設は、全ての利用者の共有に属しており、原則として園芸施設共済に加入すること。また、その被覆資材は原則として耐久性を付与した資材を導入すること。
 - (4) 補助対象施設
 - ア 園芸用鉄骨ハウス
施設園芸用施設のうち、その内部で野菜、果樹、花き、茶の園芸作物を栽培するための「鉄骨ハウス」、「鉄骨補強パイプハウス」等、基礎を有するもの並びに知事が特別に認めるもの。
なお、園芸用鉄骨ハウスには、換気装置及び施工費を含む。
 - イ 附帯設備
 - (ア) 水耕栽培用ベット等、施設内園芸作物の栽培に供される設備
 - (イ) 園芸用ハウスの保全に必要な防風網、消雪装置
 - (ウ) 園芸生産に必要と認められる暖房、かん水装置
 - (エ) 施設内園芸作物の出荷のための予冷設備
- 5 「エ 第三者から継承する園芸用栽培施設の修繕等」は以下の要件を満たすこと。
 - (1) 事業主体は、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合とする。
 - (2) 支援対象となる取組は、「地域園芸振興プラン」等に位置づけられた園芸品目であって、事業主体並びに修繕後に利用する認定農業者等以外の者（以下、「第三者」という。）が所有する園芸用栽培施設を活用するもの。
 - (3) 第三者が修繕後に利用する者の親である場合、その親子がそれぞれ独立した経営を行っている場合に限り、対象とする。
 - (4) 事業主体は、修繕した園芸用栽培施設を7年以上使用すること。
 - (5) 事業主体が農業協同組合の場合、認定農業者、認定新規就農者に貸し付けるものとする。

種 目	細 目 (目 的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補 助 率)	支 援 内 容	事業主体 (借 受 者)

採 択 基 準

(6) 補助対象及び上限事業費

補助対象は第三者の園芸用栽培施設（被覆資材含む）の取得、移設及び修繕に係る経費とし、取得費は、残存簿価又は関係業者による査定額を勘案して定める。

下限事業費は1,000千円、上限事業費は施設面積1㎡あたり6,000円とし、取得、移設及び修繕に係る経費の合計は同型の園芸用栽培施設の新設の取得費用と比較し下回ることとする。

(7) その他

修繕後に利用する者が経営する既存施設は継続利用すること。

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
4	園芸生産促進	リース	<p>【機械整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 1,000～30,000千円 (3/10以内) ・中山間地域 1,000～30,000千円 (1/3以内) <p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 1,000～30,000千円 (4.5/10以内 うち機械 3/10以内) ・中山間地域 1,000～30,000千円 (5/10以内 うち機械 1/3以内) 	<p>ア 園芸の生産拡大、高付加価値化、低コスト化による産地の体質強化を図るために必要なリース用機械・施設の整備</p> <p>イ 高収益・周年型園芸生産の拡大を図るために必要なリース用園芸用施設及び鉄骨ハウスを含む園芸用施設の附帯設備の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合 ・民間リース会社 ・第3セクター <p>(認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、農業共済組合、第3セクター)</p>

採 択 基 準

- 1 「地域園芸振興プラン」等が策定されており、事業の対象とする品目が当該プランで位置づけられていること。
ただし、以下の要件を満たす場合は、この限りではない。
 - (1) 県内での生産例がきわめて少ないものの、高付加価値化が期待できる新規品目を導入
 - (2) 県内での生産見込みについて客観的に可能性があること。
 - (3) 栽培技術等について他の農業者に開示すること
- 2 借受者は「地域園芸振興プラン」等に位置づけられた品目の産地の担い手であること。
- 3 鳥獣害防止機械を整備する場合は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」を遵守し、必要に応じ保健所等の指導を受け、また、効率化を図るため他集落等と連携して実施すること。
- 4 リース対象施設は、被覆物を移動し又は除去しなければその内部で通常の栽培作業を行うことができない施設園芸用施設（トンネル等）を除くこととし、原則として園芸施設共済に加入すること。
また、その被覆資材は原則として耐久性を付与した資材を導入すること。
- 5 リース対象施設
 - (1) 園芸用施設
施設園芸用施設のうち、その内部で野菜、果樹、花き、茶の園芸作物を栽培するための「パイプハウス」並びに知事が特別に認めるもの。
なお、園芸用パイプハウスには換気装置を含む。
 - (2) 雨よけ施設
保温を目的とするものではなく、雨による作物の濡れ等を防止することを目的として、露地栽培において簡易なパイプハウスあるいは支柱兼用の簡易な傘型フレームで作物の上部のみを被覆する施設。
 - (3) 附帯設備
 - ア 水耕栽培用ベット等施設内園芸作物の栽培に供される設備
 - イ 園芸用ハウスの保全に必要な防風網、消雪装置、除雪機（中山間地域）
 - ウ 園芸生産に必要と認められる暖房、かん水装置
 - エ 施設内園芸作物の出荷のための予冷設備

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
5 畜産 振興 促進	畜産経営体の育成及び高品質畜産物生産の推進を図る。	補助	<p>【推進費】 1,000～5,000千円 (5/10以内)</p> <p>【施設整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (4.5/10以内 うち機械3/10以内) ※ ・中山間地域 1,000～50,000千円 (5/10以内 うち機械1/3以内) ※ ※ 家畜衛生・防疫施設 整備は、500～50,000 千円</p> <p>【基盤整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (4/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 (4.5/10以内)</p>	<p>国際化及び産地間競争に対応した活力ある畜産経営体の育成、産地の基盤強化のために必要な施設の整備等</p> <p>ア 自給飼料生産基盤等整備</p> <p>イ 未利用資源等の飼料化に必要な施設整備</p> <p>ウ 家畜管理施設整備</p> <p>エ 家畜衛生・防疫施設整備</p> <p>オ 集出荷処理施設整備</p> <p>カ 公共牧場機能向上のための整備</p> <p>キ 公共牧場等において、家畜ふれあいの場の提供に必要な施設整備等</p> <p>ク 受精卵移植等に必要な施設整備</p> <p>ケ 供卵牛の導入</p> <p>コ 受精卵移植等技術実証委託</p> <p>サ その他必要と認められる施設整備</p>	<p>・市町村</p> <p>・農業法人</p> <p>・農業者等の組織する団体</p> <p>・農業協同組合</p> <p>・農業協同組合連合会</p> <p>・土地改良区</p> <p>・第3セクター</p> <p>・畜産に係る事業協同組合</p>

採 択 基 準

- 1 畜産の生産振興を図ることが適当と認められる地域であり、中核となる畜産経営体の育成が見込まれること。
- 2 水田飼料作物利用を主目的とする自給飼料生産施設導入については、水田収益力強化ビジョン等に位置づけられていること。
- 3 公共牧場機能向上のための整備に係る「まき牛」は基本登録牛で審査得点 83 点以上のもの又は、将来基本登録がとれる見込みがあり、父牛 83 点以上、母牛 81 点以上のものであること。
- 4 大家畜に係る事業を実施する場合には、飼料自給率向上計画を策定すること。
なお、以下の取組から事業主体の実情に応じて達成可能なものの計画を策定すること。
 - (1) 飼料作物生産を通じた取組
 - ア 飼料作付面積の拡大
 - イ 飼料作物の生産性向上
 - ウ コントラクター機能の強化
 - エ その他
 - (2) その他の取組
 - ア 公共牧場及び放牧場の利用促進
 - イ 県産稲わらの利用促進
 - ウ 食品残さ等の未利用資源の飼料化及び給与
 - エ その他
- 5 供卵牛導入の要件
 - (1) 乳用牛：本牛または母牛の泌乳能力が 10,000kg 以上あって、生後月齢が 36 か月齢以内であること。
 - (2) 肉用牛：母牛の登録審査得点が 81 点以上又は脂肪交雑の育種評価が A ランク以上であり、父牛の登録審査得点が 83 点以上又は脂肪交雑の育種評価が A ランク以上である 36 か月齢以内の雌牛であること。
- 6 受精卵移植技術実証
 - (1) 採卵技術実証：実証委託経費 1 頭当たり 80 千円以内
 - (2) 移植技術実証：実証委託経費 1 頭当たり 30 千円以内

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
5	畜産 振興 促進	リース	<p>【機械整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 1,000～30,000千円 (3/10以内)※ ・中山間地域 1,000～30,000千円 (1/3以内)※ <p>※ 家畜衛生・防疫機械 整備は、500～30,000 千円</p> <p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 1,000～30,000千円 (4.5/10以内 うち機械3/10以内) ・中山間地域 1,000～30,000千円 (5/10以内 うち機械1/3以内) 	<p>国際化及び産地間競争に対応した活 力ある畜産経営体の育成、産地の基盤 強化のために必要なリース用機械・施 設の整備</p> <p>ア 自給飼料生産機械等整備</p> <p>イ 未利用資源等の飼料化に必要な機 械整備</p> <p>ウ 家畜管理機械整備</p> <p>エ 家畜衛生・防疫機械整備</p> <p>オ 集出荷処理機械整備</p> <p>カ パイプハウス等畜舎及びその附帯 設備</p> <p>キ パイプハウス等自給飼料保管施 設</p> <p>ク 受精卵移植等に必要な機械整備</p> <p>ケ その他必要と認められる機械整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合 ・民間リース会社 ・第3セクター <p>(認定農業者、農 業者等の組織す る団体、農業協同 組合、農業協同組 合連合会、農業共 済組合、第3セク ター)</p>

採 択 基 準

- 1 畜産の生産振興を図ることが適当と認められる地域であり、中核となる畜産経営体の育成が見込まれること。
- 2 水田飼料作物利用を主目的とする自給飼料生産機械・施設導入については、水田収益力強化ビジョン等に位置付けられていること。
- 3 大家畜に係る事業を実施する場合には、飼料自給率向上計画を策定すること。
なお、以下の取組から事業主体の実情に応じて達成可能なものの計画を策定すること。
 - (1) 飼料作物生産を通じた取組
 - ア 飼料作付面積の拡大
 - イ 飼料作物の生産性向上
 - ウ コントラクター機能の強化
 - エ その他
 - (2) その他の取組
 - ア 公共牧場及び放牧場の利用促進
 - イ 県産稲わらの利用促進
 - ウ 食品残さ等の未利用資源の飼料化及び給与
 - エ その他
- 4 パイプハウス等畜舎の定義等
 - (1) 導入に当たっては、その内部で家畜飼育を目的とする場合のみとし、移動可能なもので簡易な組立式又は据置式とする。
なお、鉄骨ハウスは含まない。
 - (2) 附帯設備の範囲
飼育柵、飼槽、飲水機、換気扇、その他必要と認められるもの。
 - (3) 被覆資材には、原則として耐久性のあるものを使用すること。
- 5 パイプハウス等自給飼料保管施設の定義等
 - (1) 導入に当たっては、その内部で稲わら等の自給飼料の保管を目的とする場合のみとし、移動可能な簡易な組立式又は据置式とする。
なお、鉄骨ハウスは含まない。
 - (2) 被覆資材には、原則として耐久性のあるものを使用すること。

種目	細目(目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲(補助率)	支援内容	事業主体(借受者)
6 環境保全促進	(1) 水田土壌保全対策支援 カドミウム吸収抑制対策に必要な機械の整備を行うことにより、水稲におけるカドミウムによるリスクの低減を図る。	リース	【機械整備】 ・一般地域 1,000～30,000千円(3/10以内) ・中山間地域 1,000～30,000千円(1/3以内)	カドミウム吸収抑制対策による収穫時の作業性改善のため必要なリース用湿田用コンバインの整備	・農業協同組合 ・民間リース会社 ・第3セクター (認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合)
	(2) 畜産環境美化支援 家畜排せつ物法に基づく適正管理と有機質資源の活用を促進するとともに、生産環境の美化整備により、地域生活環境と調和した畜産振興を図る。	補助	【推進費】 1,000～5,000千円(5/10以内) 【施設整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円(4.5/10以内) うち機械3/10以内) ・中山間地域 1,000～50,000千円(5/10以内) うち機械1/3以内)	ア 家畜排せつ物処理利用施設の整備及び堆肥の流通のために必要な施設の整備 イ 耕畜連携による堆肥の活用のために必要な施設の整備 ウ 地域における畜産環境美化のために必要な施設の整備 エ 地域生活環境と調和した畜産振興に係る推進 オ その他必要と認められる施設の整備	・市町村 ・農業法人 ・農業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・第3セクター・畜産に係る事業協同組合
		リース	【機械整備】 ・一般地域 1,000～30,000千円(3/10以内) ・中山間地域 1,000～30,000千円(1/3以内)	ア 家畜排せつ物処理利用機械の整備及び堆肥の流通のために必要なリース用機械の整備 イ 耕畜連携による堆肥の活用のために必要な機械の整備 ウ 地域における畜産環境美化のために必要な機械の整備 エ その他必要と認められる機械の整備	・農業協同組合 ・民間リース会社 ・第3セクター (認定農業者、農業者等の組織する団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、第3セクター)

採 択 基 準

- 1 食品衛生法における食品中のカドミウムの規格基準に照らして、従来の営農技術では当該基準値を達成できないおそれのある地域であること。
- 2 リース借受者が個人の場合は、認定農業者であり、かつエコファーマーに認定されているまたは「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている（にいがたエコファーマーである）こと。

- 1 今後とも畜産振興が見込まれる地域であること。
- 2 対象となる家畜排せつ物等の確保が確実に見込まれること。
- 3 家畜排せつ物利用施設の整備については、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」と整合を図ること。
- 4 推進事業の事業主体は、市町村、農業協同組合とする。

- 1 今後とも畜産振興が見込まれる地域であること。
- 2 対象となる家畜排せつ物等の確保が確実に見込まれること。

種目	細目的 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
7 加工・直売促進	地場産農林水産物の販売強化や付加価値向上のために必要な施設整備や機械導入等を支援することにより、地場産農林水産物の販売の促進を図る。	補助	<p>【推進費】 1,000～5,000千円 (5/10以内)</p> <p>【機械整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (3/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 (1/3以内)</p> <p>【施設整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (4.5/10以内 ※1 うち機械 3/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 (5/10以内 ※1 うち機械 1/3以内)</p> <p>※1 直売及び地域食材活用飲食施設整備は、一般地域 3/10以内、中山間地域 1/3以内</p>	<p>ア 販売拠点整備 (ア) 直売施設整備 直売所、商店街の空店舗や住宅地域の多様な施設の活用による販売施設整備 (イ) 販売コーナー設置 スーパー等における販売コーナーの設置 (ウ) アンテナショップ、インショップ等の開設</p> <p>イ 販売促進機器等整備 生産流通拠点整備とリンクした地場産農林水産物の流通販売機器、生産情報提供機器、道路案内標識・看板等の整備</p> <p>ウ 加工施設等整備 処理、加工、冷蔵、貯蔵、包装用機械、施設整備</p> <p>エ 地域食材活用飲食施設、機械整備</p> <p>オ 地場産農林水産物販売促進 ア、イ、ウ、エの実施に伴う販売促進に必要なPR</p>	<p>・市町村 ・農地所有適格法人 ※2 ・農林漁業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・森林組合 ・漁業協同組合 ・全国農業協同組合連合会新潟県本部 ・新潟県森林組合連合会 ・新潟県漁業協同組合連合会 ・第3セクター ・上記が主たる構成員となっている団体</p> <p>※2 直売及び地域食材活用飲食施設整備においては、3戸未満の農地所有適格法人（常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であること）を含む。</p>

採 択 基 準

- 1 アンテナショップ、インショップ等は、開設に要する費用（借店、看板、施設改造、情報機器）を対象とする。
ただし、借店料への支援は最長6か月とする。
- 2 販売促進機器等整備は、①新たにこだわり米や特色ある多様な地場産野菜等の生産を実施する場合、②地場産の販売拠点整備と一体的に実施する場合、③既存の販売拠点の機能を高度化する場合、を対象とする。
また、「道路案内標識」を設置する場合、事業主体は市町村に限るものとし、市町村が重点支援対象として位置付け、以下の要件を全て満たす直売所を案内するものを対象とする。
なお、事業の実施に当たっては対象直売施設と十分な協議をすること。
 - (1) 常設店舗
 - (2) 有人運営
 - (3) 通年営業
 - (4) 週5日以上で土・日営業
 - (5) 店舗面積100㎡以上
 - (6) 駐車場20台以上
 - (7) 「(5) (6)」に合致しないが、年間販売額が5千万円を超えていること。
- 3 「ウ 加工施設等整備」及び「エ 地域食材活用飲食施設、機械整備」については、食品衛生法、医薬品医療機器等法等関連する法手続きが十分検討され、許認可の見込みがあること。
- 4 「オ 地場産農林水産物販売促進」は「ア 販売拠点整備」又は「イ 販売促進機器等整備」又は「ウ 加工施設等整備」又は「エ 地域食材活用飲食施設、機械整備」と一体的に実施するものとする。
- 5 実施地区において、こだわり米や地場産野菜等の供給拡大が確実に見込めること。

種目	細目 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
8 林業振興促進	林業生産の拡大及び林業経営の安定、並びに労働環境向上を促進し、林業の振興を図る。	補助	<p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 1,000～20,000 千円 (4.5/10 以内 ※ うち機械 3/10 以内) ・中山間地域 1,000～20,000 千円 (5/10 以内 ※ うち機械 1/3 以内) <p>※ 直売施設整備は、一般地域 3/10 以内、中山間地域 1/3 以内</p> <p>【基盤整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 1,000～20,000 千円 (4/10 以内) ・中山間地域 1,000～20,000 千円 (4.5/10 以内) 	<p>ア 林業生産振興施設等整備 林業生産の拡大及び近代化等を図るために必要な施設・基盤の整備</p> <p>イ 林業労働環境等整備 林業従事者の労働・安全衛生環境の向上を図るために必要な施設・基盤の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・林業者等の組織する団体 ・森林組合 ・新潟県森林組合連合会 ・生産森林組合 ・新潟県山林種苗協会 ・認定事業主 ・育成経営体 (ただし、特用林産物に係る事業は農業協同組合を含む)
		リース	<p>【機械整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 1,000～20,000 千円 (3/10 以内) ・中山間地域 1,000～20,000 千円 (1/3 以内) 	<p>ア 林業生産振興機械整備 林業生産の拡大及び近代化等を図るために必要なリース用機械の整備</p> <p>イ 林業労働環境等整備 林業従事者の労働・安全衛生環境の向上を図るために必要な機械の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合 ・民間リース会社 ・第3セクター <p>(市町村、林業者等の組織する団体、森林組合、新潟県森林組合連合会、生産森林組合、認定事業主、育成経営体)</p>

採 択 基 準

- 1 林業の持続的かつ健全な発展が図られるものであること。
- 2 事業計画の目標値が素材生産量・きのこ生産量の場合は、その伸び率が「新潟県総合計画」の伸び率を概ね上回るものであること。
その他の場合は、費用対効果や地域林業の活性化に資する効果が見込まれるものであること。
- 3 林業生産振興施設等整備
協業活動及び組織的施業等を促進し、林業生産活動の活性化が図られるものであること。
- 4 林業労働力環境等整備
 - (1) 施設等の規模は、林業従業員規模に適合するものであること。
 - (2) 研修施設等は、林業労働安全教育、林業研修等を実施するものであること。
- 5 事業主体の「認定事業主」及び「育成経営体」の1箇所又は1施設の受益戸数は5戸以上とする。

- 1 林業の持続的かつ健全な発展が図られるものであること。
- 2 事業計画の目標値が素材生産量・きのこ生産量の場合は、その伸び率が「新潟県総合計画」の伸び率を概ね上回るものであること。
その他の場合は、費用対効果や地域林業の活性化に資する効果が見込まれるものであること。
- 3 林業生産振興機械整備
 - (1) 協業活動及び組織的施業等を促進し、林業生産活動の活性化が図られるものであること。
 - (2) リース借受者が、新潟県森林組合連合会、森林組合、生産森林組合、林業者等の組織する団体以外の認定事業主にあつては、造林、保育、伐採に供され、県内の森林整備及び林業振興に資する機械であること。
- 4 林業労働力環境等整備
 - (1) 機械の規模は、林業従業員規模に適合するものであること。
 - (2) 研修機械は、林業労働安全教育、林業研修等を実施するものであること。

種目	細目(目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲(補助率)	支援内容	事業主体(借受者)
9 水産振興促進	<p>漁業経営の安定と担い手の確保を図るため、つくり・育て・管理する漁業の推進、漁場環境の保全、流通機能の強化、効率的な漁業活動の推進を図る。</p> <p>また、内水面増養殖、環境保全、遊漁等、内水面漁業の振興を図る。</p>	補助	<p>【機械整備】</p> <p>・一般地域 1,000～50,000千円 ※1 (3/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 ※1 (1/3以内)</p> <p>【施設整備】</p> <p>・一般地域 1,000～50,000千円 ※1 (4.5/10以内 ※2 うち機械 3/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 ※1 (5/10以内 ※2 うち機械 1/3以内)</p> <p>※1 内水面漁業近代化施設等整備の錦鯉生産施設等整備以外に取り組む場合の補助金算定事業費は、一般地域、中山間地域 1,000～20,000千円 ※2 直売及び地域食材活用飲食施設整備は、一般地域 3/10以内、中山間地域 1/3以内</p>	<p>ア 漁業近代化施設等整備 効率的な漁業活動を行うために必要な機械・施設等の整備</p> <p>イ 漁業経営・担い手対策施設等整備 意欲と能力のある経営体の育成や合併による漁協の経営基盤強化のために必要な機械・施設等の整備</p> <p>ウ 水産物流通機能改善施設等整備 産地機能の強化と付加価値の高い水産物及び安心・安全な水産物の供給のために必要な機械・施設等の整備</p> <p>エ 持続的漁業生産環境施設等整備 漁業資源の維持増大と漁場環境の保全を推進するために必要な機械・施設等の整備</p> <p>オ 内水面漁業近代化施設等整備 内水面漁業の近代化や漁場環境保全のために必要な機械・施設等の整備</p>	<p>・市町村</p> <p>・漁業者等の組織する団体(内水面増養殖業を営む者の組織する団体を含む)</p> <p>・農業協同組合</p> <p>・漁業協同組合</p> <p>・新潟県漁業協同組連合会</p> <p>・新潟県内水面漁業協同組合連合会</p> <p>・第3セクター</p> <p>・公益社団法人新潟県水産振興協会</p> <p>・一般社団法人新潟県さけます増殖協会</p> <p>・漁業法人</p>

採 択 基 準

- 1 補助の対象施設等は、生産活動の維持・向上により安定的に水産振興が図られるものとする。
- 2 「新潟県水産振興戦略」又は「新潟県内水面水産振興計画」に則しているものであること。
- 3 安心・安全な水産物の供給に必要な機械・施設等の整備については、受益者の衛生管理に対する取組意識が高く、一貫した衛生管理体制が確保されるものに限る。

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
10 再生可能エネルギー 活用促進	地域に散在する再生可能エネルギーを活用する農林水産業関連施設等の導入を支援することで、地域資源の循環利用を推進し、農山漁村の付加価値創出を目指す。	補助	【施設整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (4.5/10以内 うち機械3/10以内) ・中山間地域 1,000～50,000千円 (5/10以内 うち機械1/3以内)	太陽光、雪、バイオマス資源等、再生可能エネルギーを活用した農林水産物生産等のために必要な施設の整備	・市町村 ・農地所有適格法人 ・農林漁業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・森林組合 ・漁業協同組合 ・全国農業協同組合連合会新潟県本部 ・新潟県森林組合連合会 ・新潟県漁業協同組合連合会 ・第3セクター ・中山間地域担い手団体 ・上記が主たる構成員となっている団体
		リース	【機械整備】 ・一般地域 1,000～30,000千円 (3/10以内) ・中山間地域 1,000～30,000千円 (1/3以内)	太陽光、雪、バイオマス資源等、再生可能エネルギーを活用した農林水産物生産等のために必要なリース用機械の整備	・農業協同組合 ・民間リース会社 ・第3セクター (認定農業者、農地所有適格法人、農林漁業者等の組織する団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、全国農業協同組合連合会新潟県本部、新潟県森林組合連合会、新潟県漁業協同組合連合会、第3セクター)

採 択 基 準

- 1 導入施設は、太陽光、雪、バイオマス資源、温泉熱等の再生可能エネルギーを活用した農林水産業生産、加工、貯蔵及び付加価値向上のための施設であること。
- 2 地区内の農林水産業及び農山漁村に由来する再生可能エネルギーを主に有効活用するものであること。
- 3 バイオマス製品及びエネルギーを外部供給する場合は、安定供給先の確保が確実に見込まれること。

-
- 1 導入機械は、太陽光、雪、バイオマス資源、温泉熱等の再生可能エネルギーを活用した農林水産業生産、加工、貯蔵及び付加価値向上のための機械であること。
 - 2 地区内の農林水産業及び農山漁村に由来する再生可能エネルギーを主に有効活用するものであること。
 - 3 バイオマス製品及びエネルギーを外部供給する場合は、安定供給先の確保が確実に見込まれること。

Ⅲ 中山間地域活性化対策

種目	細目 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
1 継続的 農林業 生産体 体制整 備促進	(1) 小規模基盤整備支援 中山間地域の狭小な未整備農地を対象とした小規模な基盤整備を促進し、地域の生産体制の整備を図る。 また、遊休農地等を再生し、農地としての活用整備を図る。	補助	【基盤整備】 ＜地区支援型＞ 1,000～50,000千円 (4.5/10以内) ＜やるき農家支援型＞ 1,000～10,000千円 (1/6以内)	ア 土地基盤等整備 イ 遊休農地等活用整備	・市町村 ・農業者（やるき農家支援型のみ） ・農地所有適格法人 ※ ・農業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・土地改良区 ・第3セクター ・中山間地域担い手団体 ※ 農業に常時従事する者を1名以上雇用している3戸未満の農地所有適格法人を含む。

採 択 基 準

- 1 「県単農業農村整備事業」の採択基準に満たないものを対象とする。
- 2 他の土地基盤整備等の計画を有する地区は除く。
- 3 遊休農地等活用整備は、遊休農地を中心とした農地の整備を図るものとする。
- 4 やるき農家支援型は、当該事業に要する経費の1/3以上を市町村が補助する場合に限る。

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
1	(2) 地域農林業生産体制整備支援 地域における生産体制の整備や直接支払制度実施地区の継続的営農体制の構築に向けた取組を推進し、農林業の振興を図る。	補助	<p>【機械整備】 <地区支援型> 1,000～50,000千円 (1/3以内)</p> <p><やるき農家支援型> 1,000～10,000千円 (1/6以内)</p> <p>【施設整備】 <地区支援型> 1,000～50,000千円 (5/10以内) うち機械 1/3以内)</p> <p><やるき農家支援型> 1,000～10,000千円 (1/6以内)</p>	地域生産体制整備及び直接支払制度実施地区の継続的営農体制の構築のために必要な機械・施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・農業者（やるき農家支援型のみ） ・農地所有適格法人 <p>※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・森林組合 ・第3セクター ・中山間地域担い手団体 <p>※</p> <p>農業に常時従事する者を1名以上雇用している3戸未満の農地所有適格法人を含む。</p>

採 択 基 準

- 1 機械・施設の整備によって地域の農林業の体質強化につながるものを対象とする。
- 2 やるき農家支援型は、当該事業に要する経費の1/3以上を市町村が補助する場合に限る。

種 目	細 目 (目 的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補 助 率)	支 援 内 容	事業主体 (借 受 者)
2 地 域 資 源 型 ビ ジ ネ ス 促 進	(1) 多面的機能増 進活動支援 直接支払制 度等の円滑な 実施と定着に 向け、集落協定 に基づく遊休 農地の林地化 やビオトープ 整備などを通 じ、多面的機能 の確保と集落 の活性化を図 る。	補助	<p>【 施 設 整 備 】</p> <p>< 地区支援型 > 1,000～50,000 千円 (5/10 以内 うち機械 1/3 以内)</p> <p>< やるき農家支援型 > 1,000～10,000 千円 (1/6 以内)</p> <p>【 基 盤 整 備 】</p> <p>< 地区支援型 > 1,000～50,000 千円 (4.5/10 以内)</p> <p>< やるき農家支援型 > 1,000～10,000 千円 (1/6 以内)</p>	<p>ア 多面的機能の増進活動（ビオトープ等）を図るために必要な施設の整備</p> <p>イ 林地等再生活用整備</p> <p>ウ 広場等施設の整備</p>	<p>・市町村</p> <p>・農業者（やるき農家支援型のみ）</p> <p>・農地所有適格法人</p> <p>※</p> <p>・農林業者等の組織する団体</p> <p>・農業協同組合</p> <p>・森林組合</p> <p>・第3セクター</p> <p>・NPO 法人</p> <p>・中山間地域担い手団体</p> <p>※</p> <p>農業に常時従事する者を1名以上雇用している3戸未満の農地所有適格法人を含む。</p>

採 択 基 準

- 1 協定集落等で実施される多面的機能の増進活動を支援する施設等の整備を対象とする。
- 2 林地等再生活用整備については、里山への植栽等による修景整備を対象とする（基盤整備を含む。）。
- 3 NPO 法人については、関係直接支払集落協定に位置づけられているものに限る。
- 4 NPO 法人については、施設整備又は基盤整備のいずれかを行う場合、原則として 300 万円を補助金額の上限とする。
- 5 やるき農家支援型は、当該事業に要する経費の 1/3 以上を市町村が補助する場合に限る。

種目	細目 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
2 地域資源活用 地域資源型 ビジネス促進	(2) 地域資源活用支援 地域特性を活かした特色ある重点作物の導入、特産品の開発、地域産物の加工、販売促進を支援し、中山間地域農林水産業の活性化を図る。	補助	<p>【推進費】</p> <p><地区支援型> 1,000～5,000千円 (5/10以内)</p> <p><やるき農家支援型> 1,000～5,000千円 (1/6以内)</p> <p>【機械整備】</p> <p><地区支援型> 1,000～50,000千円 (1/3以内)</p> <p><やるき農家支援型> 1,000～10,000千円 (1/6以内)</p> <p>【施設整備】</p> <p><地区支援型> 1,000～50,000千円 (5/10以内 ※1 うち機械 1/3 以内) ※1 直売及び地域食材活用飲食施設整備は 1/3 以内</p> <p><やるき農家支援型> 1,000～10,000千円 (1/6以内)</p> <p>【基盤整備】</p> <p><地区支援型> 1,000～50,000千円 (4.5/10以内)</p> <p><やるき農家支援型> 1,000～10,000千円 (1/6以内)</p>	<p>高付加価値型、高収益型の農林水産業を振興するために必要な作物等の導入や商品開発等のための推進活動、及び地域資源を商品化・高付加価値化するための生産、加工、貯蔵、販売のために必要な機械・施設等の整備</p> <p>ア 高付加価値作物等導入 母本種子種苗・永年性作物種苗や家畜等の導入支援と、導入に係る施設の整備、土壌・土層改良整備</p> <p>イ 地域特産品の生産・加工・貯蔵・販売に係る機械・施設等の整備</p> <p>ウ 地域特産品流通・販売促進 (ア) 販売宣伝支援 (イ) 販売促進のための研究開発 (ウ) 地域食材活用飲食施設、直売所等流通販売促進施設整備</p> <p>エ インショップ等の開設</p> <p>オ 作物導入実験・特産品開発 (ア) 新規作物導入実験 (イ) 特産品開発研究調査等 (ウ) 特産品のリニューアル</p>	<p>・市町村 ・農業者（やるき農家支援型のみ） ・農地所有適格法人 ※2 ・農林漁業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・森林組合 ・漁業協同組合 ・第3セクター ・中山間地域担い手団体 ・市町村・農協等の広域的協議会 ・上記が主たる構成員となっている団体 ・NPO 法人</p> <p>※2 農業に常時従事する者を1名以上雇用している3戸未満の農地所有適格法人を含む。 また、直売及び地域食材活用飲食施設整備においては、3戸未満の農地所有適格法人（常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であること）を含む。</p>

採 択 基 準

- 1 母本種子種苗・永年性作物種苗は、自然条件や安全志向を重視した特色ある作物等で、地域の特産として定着が見込まれるものを対象とする。
- 2 永年性作物種苗は遊休農地等への新規導入に限る。
- 3 導入する家畜は、草資源や高齢者の労働力等の地域資源を活用するにふさわしいもののほか、体験型都市交流のための中小家畜を含む。
- 4 土壌・土層改良は、地域の重点作物又はこれに準じた作物の栽培地を対象とする。
- 5 地域資源は地域の特色を活かして栽培、採取又は加工されるものであること。
- 6 地域特産品は、地域内の農林水産物及び農林水産資源を活用した加工品をいう。
- 7 施設整備は、地域内での原材料確保のめどが立ち施設整備により相当程度の販売が見込まれるものを対象とする（ただし、特産品開発のための施設はこの限りではない。）。
- 8 「ウ 地域特産品流通・販売促進」の「(ア) 販売宣伝支援」は、グリーン・ツーリズムのPR との一体的整備も対象とする。
- 9 「ウ 地域特産品流通・販売促進」の「(ウ) 地域食材活用飲食施設、直売所等流通販売促進施設」は、交流体験施設との一体的整備も対象とする。
- 10 「ウ 地域特産品流通・販売促進」のうち、ふるさとプラザ等への出店については、地域特産品のほか、地域の伝統文化や観光誘客宣伝、イベント等の多目的情報の発信を含む。
- 11 「漁業者等の組織する団体」、「漁業協同組合」、「市町村・農協等の広域的協議会」及び「上記が主たる構成員となっている団体」は、「イ 地域特産品の生産・加工・貯蔵・販売に係る機械、施設等の整備」、「ウ 地域特産品流通・販売促進」、「エ インショップ等の開設」、「オ 作物導入実験・特産品開発」のみ対象とする。
- 12 インショップ等は、都市部に設置するものとし、その開設に要する費用（借店、看板、施設改造、情報機器）を対象とする。
ただし、借店料への支援が最長6か月とする。
- 13 NPO 法人は「ウ 地域特産品流通・販売促進」、「エ インショップ等の開設」、「オ 作物導入実験・特産品開発」のみ対象とする。
- 14 NPO 法人については、機械整備、施設整備又は基盤整備のいずれかを行う場合、原則として300万円を補助金額の上限とする。
- 15 やるき農家支援型は、当該事業に要する経費の1/3以上を市町村が補助する場合に限る。

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
3 定住 促進	地域における新たな就労の場や高齢者・女性が生産活動を行う場等の整備、及び農林漁業に従事する若者を対象とした賃貸住宅を整備し、若者の都市への流出を抑えるとともに、UIJ ターンを促し、定住促進を図る。	補助	<p>【施設整備】 < 地区支援型 > 1,000～50,000千円 (5/10以内 うち機械1/3以内)</p> <p>【基盤整備】 < 地区支援型 > 1,000～50,000千円 (4.5/10以内)</p>	<p>ア 就業促進施設整備 新規就労のために必要な施設等の整備</p> <p>イ 定住環境整備 高齢者・女性が生産活動を行うために必要な施設（連絡道路を含む）や定住環境等の整備</p> <p>ウ 若者定住住宅整備 農林漁業に従事する若者を対象とした賃貸住宅の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・農地所有適格法人 ・農林漁業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・森林組合 ・漁業協同組合 ・第3セクター

採 択 基 準

- 1 工業団地造成は、他の事業で採択されない小規模のものに限って対象とする。
- 2 集落道は、県単農業農村整備事業の採択基準に満たないものを対象とする。
- 3 集落内排水路は、他の環境基盤整備等の事業実施計画を有する地区は対象としない。
- 4 集落道及び集落内排水路の整備に係る補償費は対象としない。
- 5 多目的集落施設は受益戸数 20 戸未満を対象とし 6,000 千円を補助金額の上限とする。
- 6 集団移転用地整備は、3 戸以上の移転用地を市町村が整備するものに限り、補助の対象は造成工事費に限る。
- 7 施設のバリアフリー化は、既存公共施設等における利用者の高齢化等に対応したバリアフリー化であって、「福祉のまちづくり条例」の整備基準を満たす改修・整備を対象とする。
- 8 高齢者・女性活動施設は、特産品、民芸品づくりや、伝統文化・芸能、郷土料理等の保存・継承など、高齢者や女性の能力を発揮するための施設とする。
- 9 「ウ 若者定住住宅整備」の事業主体は市町村のみとし、補助率は 1/6 以内とする。
- 10 「ウ 若者定住住宅整備」の対象は、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年 5 月 21 日付法律第 52 号）」の第 18 条による住宅（特定公共賃貸住宅）のうち、農林漁業に従事する若者の優先入居が確保されるものに限る。

IV 農山漁村活性化対策

種 目	細 目 (目 的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補 助 率)	支 援 内 容	事業主体 (借 受 者)
1 ふ れ あ い ・ グ リ ン ・ ツ ー リ ズ ム 促 進	美しい農山漁村の景観を保全・整備し、体験農林水産業や新しい余暇活動の場の提供など、地域コミュニティ等の活性化、地域の特性に応じたグリーン・ツーリズムや都市との交流活動を推進し、農山漁村地域の活性化を図る。	補助	<p>【 推 進 費 】 1,000～5,000 千円 (5/10 以内)</p> <p>【 機 械 整 備 】 ・一般地域 3,000～50,000 千円 (3/10 以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000 千円 (1/3 以内)</p> <p>【 施 設 整 備 】 ・一般地域 3,000～50,000 千円 (4.5/10 以内 ※1 うち機械 3/10 以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000 千円 (5/10 以内 ※1 うち機械 1/3 以内)</p> <p>※1 直売及び地域食材活用飲食施設整備は、一般地域 3/10 以内、中山間地域 1/3 以内</p> <p>【 基 盤 整 備 】 ・一般地域 3,000～50,000 千円 (4/10 以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000 千円 (4.5/10 以内)</p>	<p>ア グリーン・ツーリズム推進対策</p> <p>イ 景観の整備</p> <p>ウ ふれあい空間の整備</p> <p>エ 農林漁業体験宿泊施設等の整備</p> <p>オ 伝統文化等保存活用施設等の整備</p>	<p>・市町村</p> <p>・農地所有適格法人</p> <p>※2</p> <p>・農林漁業者等の組織する団体 (多目的施設を整備する場合は、農林漁家3戸以上に加え、農林漁家の構成員過半要件について、地域に在住し、集落活動に参画し、かつ担い手に農地集積している土地持ち非農家を農家とみなすものとする)</p> <p>・農業協同組合</p> <p>・森林組合</p> <p>・漁業協同組合</p> <p>・第3セクター</p> <p>・NPO 法人</p> <p>・上記のものが主たる構成員となっている団体</p> <p>※2 直売及び地域食材活用飲食施設整備においては、3戸未満の農地所有適格法人(常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であること)を含む。</p>

採 択 基 準

1 事業実施地区

(1) 景観整備

ア 景観整備をしようとする地区は、農林漁家率が 60%以上であり、集落等で土地利用や景観づくりに係る協定があること。

イ 伝統的農山漁村民家の保存・修景は、事業主体を市町村のみとする。

(2) ふれあい空間整備

ア 山村等留学施設は、市町村教育委員会が適当と認めたものに限る。

イ 多目的施設を整備しようとする地区は、原則として受益戸数が 20 戸以上で、かつ農林漁家率が 60%以上であること。

ただし、農林漁家率の算定において、地域に在住し、集落活動に参画し、かつ担い手に農地集積している土地持ち非農家を農家とみなすものとする。

ウ 多目的施設は、地域住民のコミュニティー活動などを促進するための施設であって、以下のうち 3 つ以上の活動を有すること。

(ア) 生活コミュニティー活動

(イ) 農林漁業生産コミュニティー活動

(ウ) 伝統文化継承活動

(エ) 地域景観保全活動

(オ) 地域活性化活動

(カ) 消費者との交流活動

(キ) その他農山漁村の活性化に資する活動

エ 多目的施設は、一般地域で 5,400 千円、中山間地域で 6,000 千円を補助金額の上限とする。

(3) 農林漁業体験宿泊施設等整備

ア 農林漁業体験宿泊施設等を整備しようとする地区は、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年法律第 46 号）」第 5 条第 1 項に規定する農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する計画が作成されているか、又は作成されることが見込まれること。

イ 施設等は、年間を通じての利用が図られること。

2 事業主体の NPO 法人は、以下の要件を満たすこと。

(1) グリーン・ツーリズムの推進に関する活動項目が定款で定められていること。

(2) 市町村が作成する地域グリーン・ツーリズム構想に位置づけられていること。

(3) 機械整備、施設整備又は基盤整備のいずれかを行う場合、原則として 300 万円を補助金額の上限とする。

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
2 森林 総合 利用 促進	森林の多面的利用を促進し、農山村地域の活性化と地域林業の振興を図る。	補助	<p>【機械整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 1,000～20,000千円 (3/10以内) ・中山間地域 1,000～20,000千円 (1/3以内) <p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 1,000～20,000千円 (4.5/10以内 うち機械3/10以内) ・中山間地域 1,000～20,000千円 (5/10以内 うち機械1/3以内) <p>【基盤整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 1,000～20,000千円 (4/10以内) ・中山間地域 1,000～20,000千円 (4.5/10以内) 	<p>ア 森林活用促進 森林公園及び山村や都市の住民が憩う森林の多様な活用を促進するために必要な施設等の整備</p> <p>イ 森林学習施設等整備 森林の教育・文化機能の向上を図るために必要な森林学習施設等の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・林業者等の組織する団体 ・森林組合 ・新潟県森林組合連合会 ・生産森林組合

採 択 基 準

- 1 森林の有する多面的機能の発揮が図られるものであること。
- 2 事業計画の目標値が素材生産量・きのこ生産量の場合は、その伸び率が「新潟県総合計画」の伸び率を概ね上回るものであること。
その他の場合は、費用対効果や地域林業の活性化に資する効果が見込まれるものであること。
- 3 公共の用に供されるものであること。

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
3 漁村環境整備促進	漁村生活環境の整備及び海洋レクリエーション施設・消費拡大施設の整備により、都市と漁村の共生・交流を促進し、沿岸漁業と漁村地域の活性化を図る。	補助	<p>【機械整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 1,000～20,000千円 (3/10以内) ・中山間地域 1,000～20,000千円 (1/3以内) <p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 1,000～20,000千円 (4.5/10以内 ※ うち機械 3/10以内) ・中山間地域 1,000～20,000千円 (5/10以内 ※ うち機械 1/3以内) <p>※ 直売及び地域食材活用飲食施設整備は、一般地域 3/10以内、中山間地域 1/3以内</p>	<p>ア 漁村環境活用施設整備 エコロジーに配慮した漁村環境の整備</p> <p>イ 海洋レクリエーション推進施設等の整備 地域沿岸漁業と調和のとれた海洋レジャーの推進と、消費者誘致により地域の活性化を図るために必要な施設等の整備</p> <p>ウ 健康管理増進施設等の整備 漁村住民の健康管理・増進を図るために必要な施設等の整備</p> <p>エ 天災被害防止施設等の整備 地震による津波、荒天による高潮等の災害から漁民、漁村を守るために必要な施設等の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・漁業者等の組織する団体 ・漁業協同組合 ・漁業協同組合連合会 ・第3セクター

採 択 基 準

- 1 「新潟県水産振興戦略」又は「新潟県内水面水産振興計画」に則しているものであること。
- 2 消費者誘致のための施設等については、誘致計画が明確であり、地元地区の合意が得られているものに限る。

V 特 認

種 目	細 目 (目 的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補 助 率)	支 援 内 容	事業主体 (借 受 者)
1 多 角 化 ・ 複 合 化 経 営 発 展 支 援	他産業と遜色ない所得が得られる経営体を確保・育成するため、経営の多角化・複合化を推進する。	補助	<p>【 機 械 整 備 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 1,000 千円～ 県費上限 25,000 千円 (5/10 以内 ※1) ・中山間地域 1,000 千円～ 県費上限 25,000 千円 (5.5/10 以内 ※1) <p>【 施 設 整 備 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 1,000 千円～ 県費上限 25,000 千円 ※2 (5/10 以内 ※1) ・中山間地域 1,000 千円～ 県費上限 25,000 千円 ※2 (5.5/10 以内 ※1) <p>※1 直売及び地域食材活用飲食施設整備は、一般地域 3/10 以内、中山間地域 1/3 以内</p> <p>※2 就業環境整備を単独で実施する場合の事業費範囲は、1,000～5,000 千円</p> <p>なお、国庫補助事業と併せて事業を実施する場合は、国庫補助金と合わせて 5/10 以内（中山間地域 5.5/10 以内）となる率を上限とする。</p>	農地所有適格法人等が、経営の多角化・複合化を図るために必要な機械・施設の整備	・農地所有適格法人 ・複数の農地所有適格法人が構成員に含まれている団体

採 択 基 準

- 1 事業主体の農地所有適格法人は、実施要領第3の4に定めることのほか、以下の要件を満たすこと。
 - (1) 農業経営改善計画の認定を受けていること。
 - (2) 原則として3戸以上で構成する農地所有適格法人であること。

なお、3戸未満の農地所有適格法人においては、常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であること（1戸1法人は対象外（直売及び地域食材活用飲食施設整備の場合を除く）とする。）。
- 2 複数の農地所有適格法人が構成員に含まれている団体の要件は、農林漁業者等の組織する団体に準じる。ただし農地所有適格法人2法人で構成される団体も含む。
- 3 法人が行う農業に常時従事する者を新たに雇用すること又は過去2年以内に雇用していること。ただし複数の農地所有適格法人が合併して新たに設立された農地所有適格法人または複数の農地所有適格法人が構成員に含まれている団体はこの限りではない。
- 4 多角化・複合化に取り組むことにより、経営体の売上額が、現状の2割以上増加することが見込まれること。

種目	細目(目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲(補助率)	支援内容	事業主体(借受者)
2 多様な米づくり推進総合支援	(1) 非主食用米多収穫・コスト低減推進支援 非主食用米のうち、加工・輸出・米粉用米の多収穫・コスト低減の取組を推進する。	補助	<p>【機械整備】 1,000～50,000千円(5/10以内)</p> <p>【施設整備】 1,000～50,000千円(5/10以内)</p>	<p>加工・輸出・米粉用米の多収穫・コスト低減の取組に必要な機械、多収性品種の導入に伴う乾燥調製施設の増改築、フレコン対応など流通合理化に必要な機械・施設の整備</p> <p>※ 多収穫・コスト低減の取組に必要な機械については、国の「担い手農家の経営革新に資する稲作技術カタログ」に掲載の資材費や労働費の低減効果のある営農用機械等及び同等の機能を有するものとする。</p>	<p>・農地所有適格法人 ・農業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・第3セクター</p> <p>※ 「農業者等の組織する団体」については、実施要領第3の4の(4)のウの(ウ)で定める認定農業者等の確保や担い手の位置付けを不要とする。以下、同様。</p>
		リース	<p>【機械整備】 1,000～30,000千円(5/10以内)</p>	<p>加工・輸出・米粉用米の多収穫・コスト低減の取組に必要なリース用機械、フレコン対応など流通合理化に必要なリース用機械の整備</p> <p>※ 多収穫・コスト低減の取組に必要なリース用機械については、国の「担い手農家の経営革新に資する稲作技術カタログ」に掲載の資材費や労働費の低減効果のある営農用機械等及び同等の機能を有するものとする。</p>	<p>・農業協同組合 ・民間リース会社</p> <p>(認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、第3セクター)</p>

採 択 基 準

- 1 非主食用米多収コスト低減実現計画と整合が図れた取組により、現状よりコストが低減されること。
- 2 目標年度（事業実施申請年度から2年）において、延べ作業面積及び加工・輸出・米粉用米の作業面積が、それぞれおおむね6ha以上（事業実施申請年度においてはおおむね4ha以上）増加すること。
- 3 目標年度までの各年度において、非主食用米全体の合計作付面積及び水稲以外の水田活用の直接支払交付金の戦略作物の作付面積が減少しないことが見込まれること。
- 4 目標年度までの各年度において、主食用コシヒカリの作付割合（作業受託は含まない）が現状年度に比べて減少することが見込まれること。

-
- 1 非主食用米多収コスト低減実現計画と整合が図れた取組により、現状よりコストが低減されること。
 - 2 目標年度（事業実施申請年度から2年）において、延べ作業面積及び加工・輸出・米粉用米の作業面積が、それぞれおおむね6ha以上（事業実施申請年度においてはおおむね4ha以上）増加すること。
 - 3 目標年度までの各年度において、非主食用米全体の合計作付面積及び水稲以外の水田活用の直接支払交付金の戦略作物の作付面積が減少しないことが見込まれること。
 - 4 目標年度までの各年度において、主食用コシヒカリの作付割合（作業受託は含まない）が現状年度に比べて減少することが見込まれること。

種目	細目(目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲(補助率)	支援内容	事業主体(借受者)
2 多様な米づくり推進総合支援	(2) 非主食用米作業受託体制整備支援 非主食用米のうち、加工・輸出・米粉用米の生産に係る作業受託体制の整備を推進する。	補助	【機械整備】 1,000～50,000千円 (5/10以内) 【施設整備】 1,000～50,000千円 (5/10以内)	加工・輸出・米粉用米の生産に係る作業を受託するのに必要な共同利用の機械・施設、多収性品種の導入に伴う乾燥調製施設の増改築、フレコン対応など流通合理化に必要な機械・施設の整備 ※ 対象機械・施設については、加工・輸出・米粉用米の生産に係る作業受託に直接関係のあるものに限る(育苗ハウスを含む)。 ※ 共同利用施設の整備等については、加工・輸出・米粉用米の生産に必要な多収穫が期待できる品種専用の共同利用施設の増築等に限る。	・農地所有適格法人 ・農業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・第3セクター
		リース	【機械整備】 1,000～30,000千円 (5/10以内) 【施設整備】 1,000～30,000千円 (5/10以内)	加工・輸出・米粉用米の生産に係る作業を受託するのに必要なリース用機械・施設、フレコン対応など流通合理化に必要なリース用機械の整備 ※ リース用機械については、加工・輸出・米粉用米の生産に係る作業受託に直接関係のあるものに限る。また、施設については育苗ハウスに限る。	・農業協同組合 ・民間リース会社 (認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、第3セクター)

採 択 基 準

- 1 非主食用米多収コスト低減実現計画と整合が図れた取組により、現状よりコストが低減されること。
- 2 目標年度（事業実施申請年度から2年）において、延べ作業面積及び加工・輸出・米粉用米の作業面積が、それぞれおおむね6ha以上（事業実施申請年度においてはおおむね4ha以上）増加すること。
- 3 目標年度までの各年度において、非主食用米全体の合計作付面積及び水稲以外の水田活用の直接支払交付金の戦略作物の作付面積が減少しないことが見込まれること。
- 4 目標年度までの各年度において、主食用コシヒカリの作付割合（作業受託は含まない）が現状年度に比べて減少することが見込まれること。
- 5 事業実施申請年度において、加工・輸出・米粉用米の作業受託面積の拡大が図られること。
- 6 育苗ハウスを整備する場合にあっては、後利用として園芸作物の導入が見込まれること。

-
- 1 非主食用米多収コスト低減実現計画と整合が図れた取組により、現状よりコストが低減されること。
 - 2 目標年度（事業実施申請年度から2年）において、延べ作業面積及び加工・輸出・米粉用米の作業面積が、それぞれおおむね6ha以上（事業実施申請年度においてはおおむね4ha以上）増加すること。
（削除）
 - 3 （削除）目標年度までの各年度において、非主食用米全体の合計作付面積及び水稲以外の水田活用の直接支払交付金の戦略作物の作付面積が減少しないことが見込まれること。
 - 4 （削除）目標年度までの各年度において、主食用コシヒカリの作付割合（作業受託は含まない）が現状年度に比べて減少することが見込まれること。
 - 5 事業実施申請年度において、加工・輸出・米粉用米の作業受託面積の拡大が図られること。
 - 6 育苗ハウスを整備する場合にあっては、後利用として園芸作物の導入が見込まれること。

種目	細目 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
3	鳥獣被害を防止するために必要な対策を行うことにより、鳥獣被害の低減を図る。 また、捕獲した鳥獣について、食品、肥料等としての処理加工を通じ利活用を促進する。	補助	<p>【機械整備】 1,000～50,000千円 (5/10以内)</p> <p>【施設整備】 1,000～50,000千円 (5/10以内)</p>	鳥獣被害防止及び捕獲鳥獣の利活用に係る機械・施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・農地所有適格法人 ・農林漁業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・森林組合 ・漁業協同組合 ・被害防止対策協議会

採 択 基 準

- 1 本事業の受益範囲において、同内容の国庫補助事業を実施していないこと。
- 2 実施地区において、鳥獣被害防止対策に係る取組が継続的に実施されると見込まれること。
- 3 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」を遵守し、必要に応じ、県環境センター、保健所の指導を受けること。
- 4 実施地区のある市町村が、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第4条第1項に規定する被害防止計画を定めている又は事業着手までに公表される見込みであること。
- 5 被害防止対策協議会が事業主体の場合は、4の被害防止計画において、被害防止施策の実施体制に関する事項として記入されていること。
- 6 処理加工機械・施設を整備する場合は、県内で捕獲等された鳥獣が、処理加工計画の過半となること。
- 7 捕獲鳥獣を食品へ利活用するための処理加工機械・施設については、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）（平成26年11月、厚生労働省作成）」等を参考とするともに、「食品衛生法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等関連する法手続きが十分検討され、許認可の見込みがあること。
- 8 捕獲鳥獣を肥料へ利用するための処理加工機械・施設については、「肥料の品質の確保等に関する法律」やその関連告示及び通知等に則り、手続きが十分に検討されていること。

種目	細目(目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲(補助率)	支援内容	事業主体(借受者)
4 みどりの飼料作物水田活用支援	主食用米の作付転換による飼料生産を通じて、持続可能な食料システムの構築に寄与するため、コントラクター(飼料作物生産・供給請負組織)が行う、稲WCS及び飼料作物の生産・利用拡大による高収益化の取組を推進する。	補助	【機械整備】 500～50,000千円 (5/10以内) 【施設整備】 500～50,000千円 (5/10以内)	飼料作物の栽培、収穫及び調製に必要な機械・施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・農地所有適格法人 ・農業法人 ・農業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・第3セクター
		リース	【機械整備】 500～30,000千円 (5/10以内)	飼料作物の栽培、収穫及び調製に必要なリース用機械の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合 ・民間リース会社 <p>(認定農業者、農業者等の組織する団体、農業協同組合)</p>

採 択 基 準

- 1 以下の基準を満たす「飼料作物水田活用計画」を策定しており、取組の実践が見込まれること。
 - (1) 県内で生産・収穫された飼料作物、又はそれを原料とした混合飼料を県内の畜産農家に供給する計画であること。
 - (2) 水田における飼料作物（稲WCS、飼料用とうもろこし、飼料用ソルガム、牧草、飼料用米）の生産拡大が見込まれること。
 - (3) 飼料作物の作付前又は収穫後に、家畜ふん堆肥を活用する計画であること。
- 2 対象となる機械・施設は下記（１）～（３）とする。
 - (1) 栽培に必要な機械とは、水田飼料作物栽培のための播種機、防除機、堆肥散布及び排水対策に必要な機械・器具とする。

なお、堆肥散布以外の稲WCS及び飼料用米の栽培に必要な機械を除く。
 - (2) 収穫に必要な機械とは、自走式細断型飼料収穫機及び汎用型飼料収穫機とする。
 - (3) 調製に必要な機械・施設とは、梱包及び密封に必要な機械、運搬に必要な器具、飼料作物を原料とした混合飼料を製造するために必要な機械・器具及び施設とする。

-
- 1 以下の基準を満たす「飼料作物水田活用計画」を策定しており、取組の実践が見込まれること。
 - (1) 県内で生産・収穫された飼料作物、又はそれを原料とした混合飼料を県内の畜産農家に供給する計画であること。
 - (2) 水田における飼料作物（稲WCS、飼料用とうもろこし、飼料用ソルガム、牧草、飼料用米）の生産拡大が見込まれること。
 - (3) 飼料作物の作付前又は収穫後に、家畜ふん堆肥を活用する計画であること。
 - 2 対象となる機械は下記（１）～（３）とする。
 - (1) 栽培に必要なリース用機械とは、水田飼料作物栽培のための播種機、防除機、堆肥散布及び排水対策に必要な機械・器具とする。

なお、堆肥散布以外の稲WCS及び飼料用米の栽培に必要な機械を除く。
 - (2) 収穫に必要なリース用機械とは、自走式細断型飼料収穫機及び汎用型飼料収穫機とする。
 - (3) 調製に必要なリース用機械とは、梱包及び密封に必要な機械、運搬に必要な器具、飼料作物を原料とした混合飼料を製造するために必要な機械・器具とする。

種目	細目(目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲(補助率)	支援内容	事業主体(借受者)
5 スマート技術導入加速化支援	(1) みどり園芸スマート産地形成支援 環境負荷低減の推進に向けて、資材投入の最適化や生産性向上を図るため、スマート農業技術の導入を推進する。	補助	【機械整備】 500～50,000千円 (5/10以内)	園芸産地で取り組む環境負荷低減の推進に資するスマート農業技術の実装に必要な機械の整備	・農業協同組合 ・農業者等の組織する団体 ・農地所有適格法人
	(2) 中山間地域スマート技術導入支援 中山間地域で負担の大きい見回りや中間管理等の省力化及び軽労化を図るため、農作業や生育管理で実用性・必要性が高いスマート農業技術の導入を推進する。	補助	【機械整備】 500～20,000千円 (5/10以内)	中山間地域における効率的な営農体制の構築に向けて、地域一体で取り組むスマート農業技術の実装に必要な機械の整備	・農林業者等の組織する団体 ・農地所有適格法人 ・農業協同組合

採 択 基 準

- 1 事業主体は以下の要件を満たすこと。
 - (1) 事業主体が、農業協同組合または農業者等の組織する団体の場合は、「地域園芸振興プラン」が策定されている産地で、事業の対象とする品目が当該プランで位置付けられていること。
 - (2) 事業主体が、農地所有適格法人の場合は、自ら「地域園芸振興プラン」を策定していること。
- 2 対象となる機械は、農林水産省の「農業新技術_製品・サービス集」等に掲載されている機械のうち、環境負荷低減に資する以下の(1)～(5)とする。
 - (1) 農業用機械の自動操舵システム
 - (2) 農業用ドローン
 - (3) ほ場・施設環境モニタリング（環境制御システム含む）
 - (4) 自動草刈機
 - (5) その他、園芸生産の省力化や生産性向上に必要なスマート農業機械
- 3 導入する機械は、次のいずれかの要件を満たすこと。
 - (1) 機械の共同利用を行う。
 - (2) 機械により作業受託を行う。
 - (3) 機械を複数台導入し、複数の農業者が利用またはデータを共有する。
- 4 スマート農業技術を定着させる取組について
事業の実施に当たっては、当該技術を産地に定着させるための取組（研修会の開催、マニュアルの作成、データ解析等）を一体的に行うこと。

- 1 実施地区は交付要綱別記第1項に定める中山間地域とする。
- 2 対象となる機械は、以下の(1)から(6)とする。
 - (1) 水管理システム
 - (2) ほ場・施設環境モニタリング（環境制御システム含む）
 - (3) 鳥獣害対策関連ICT技術
 - (4) リモコン草刈機
 - (5) 農業用ドローン
 - (6) その他、中山間地域の営農体制の構築に必要なスマート農業機械
- 3 導入する機械は、以下のいずれかの使用方法をとること。
 - (1) 機械の共同利用を行う。
 - (2) 機械により作業受託を行う。
 - (3) 機械を複数台導入し、複数の農業者が利用またはデータを共有する。
- 4 受益の対象となる農地は、以下の要件を満たすものとする。
 - ・概ね10ha以上であること。
 - ・急傾斜農用地（田：1/20以上、畑・草地等：15°以上）の面積が全体の1/2、又は10haのいずれか小さい方の値より大きいこと。
- 5 スマート農業技術を定着させる取組について事業の実施に当たっては、当該技術を地区に定着させるための取組（研修会の開催、マニュアルの作成、データ解析等）を一体的に行うこと。

種目	細目(目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲(補助率)	支援内容	事業主体(借受者)
6 省エネルギー対応条件整備支援	(1) 省エネルギー対応農業生産条件整備支援 農業経営における生産コストを低減し、農業経営の継続を図るため、燃油使用量、電気使用量又は肥料費低減の取組を推進する。	補助	【機械整備】 ・一般地域 250～50,000千円 (5/10以内) ・中山間地域 250～50,000千円 (5.5/10以内) 【施設整備】 ・一般地域 250～50,000千円 (5/10以内) ・中山間地域 250～50,000千円 (5.5/10以内)	燃油使用量、電気使用量又は肥料費の低減の取組に必要な機械・施設の整備	・農地所有適格法人 ※ ・農業者等の組織する団体 ・土地改良区 ※農業に常時従事する者を1名以上雇用している3戸未満の農地所有適格法人を含む。
		リース	【機械整備】 ・一般地域 250～50,000千円 (5/10以内) ・中山間地域 250～50,000千円 (5.5/10以内)	燃油使用量、電気使用量又は肥料費の低減の取組に必要なリース用機械の整備	・農業協同組合 ・民間リース会社 (認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人※、農業者等の組織する団体、土地改良区) ※農業に常時従事する者を1名以上雇用している3戸未満の農地所有適格法人を含む。
	(2) 水産施設等省エネルギー対策整備支援 漁業生産コスト削減による漁協等の経営改善に資するため、省エネルギー化の取組を推進する。	補助	【機械整備】 1,000～20,000千円 (5/10以内) 【施設整備】 1,000～20,000千円 (5/10以内)	漁業生産コスト削減のために必要な省エネルギー施設・機器類の整備	・漁業法人 ・漁業協同組合 ・漁業者等の組織する団体(内水面養殖業を営む者の組織する団体を含む)

採 択 基 準

- 1 当該品目生産に係る燃油使用量、電気使用量又は肥料費を10%以上低減する計画を策定すること。
- 2 燃油使用量、電気使用量又は肥料費の低減を目標とした国の補助事業の対象となっていないこと。
- 3 土地利用型農業の取組の場合のみ、目標年までに一般地域2.5ha以上、中山間地域2ha以上（受益面積の過半が直払対象農用地の場合1ha以上）の規模拡大に取り組むこと。

-
- 1 当該品目生産に係る燃油使用量、電気使用量又は肥料費を10%以上低減する計画を策定すること。
 - 2 燃油使用量、電気使用量又は肥料費の低減を目標とした国の補助事業の対象となっていないこと。
 - 3 土地利用型農業の取組の場合のみ、目標年までに一般地域2.5ha以上、中山間地域2ha以上（受益面積の過半が直払対象農用地の場合1ha以上）の規模拡大に取り組むこと。

- 1 過去3か年の実績平均又は従来品と比較して10%以上の省エネルギー効果が見込まれること。
- 2 省エネルギー施設・機器整備は、漁業及び養殖業の生産現場における機器整備に限る。
- 3 照明機器については、漁船における集魚灯及び共同利用施設における照明機器に限る。

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
7 環境 保全 型 農業 支援	化学合成農薬や、化学肥料等を低減する新技術等の導入に必要な施設等の諸条件の整備を行うことにより、環境への負荷を軽減した農業生産の一層の推進を図る。	補助	<p>【推進費】 1,000～5,000千円 (5/10以内)</p> <p>【施設整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (5/10以内 うち機械 5/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 (5.5/10以内 うち機械 5.5/10以内)</p>	<p>ア 水田畦畔において、法面保護植物等による除草剤を使用しない省力的な雑草管理を地域ぐるみで実現するために必要な推進活動 (ア) 法面保護植物の増殖ほの設置 (イ) 法面保護植物の展示ほの設置 (ウ) 法面保護植物の導入拡大のための理解促進活動等 (エ) 除草剤を使用しない省力的な雑草管理機の導入 (オ) その他必要な事項</p> <p>イ 土づくりの実践等による環境負荷軽減を図るために必要な施設の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・農地所有適格法人 ・農業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・農業共済組合
		リース	<p>【機械整備】 ・一般地域 1,000～30,000千円 (5/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～30,000千円 (5.5/10以内)</p>	<p>土づくりの実践等による環境負荷軽減を図るために必要なリース用機械及び分析機器の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合 ・民間リース会社 ・第3セクター <p>(認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、農業共済組合)</p>

採 択 基 準

- 1 「ア 推進活動」は以下の要件を満たすこと。
 - (1) 事業主体は、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合とする。
 - (2) 事業主体が、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体の場合
 - ア 集落単位等の水田畦畔の雑草管理をモデル的に取り組む地区であること。
 - イ 実施地区において、農業環境規範の取組のほか、畦畔の雑草管理に除草剤を使用しないことに関する農業者の同意が得られることが確実と見込まれること。
 - ウ 実施地区の概ね全部の水田畦畔において、法面保護植物等による除草剤を使用しない省力的な雑草管理が行われること。
 - (3) 事業主体が農業協同組合の場合
 - ア 集落単位等の水田畦畔の雑草管理をモデル的に取り組む地区であること。
 - イ 実施地区において、農業環境規範の取組のほか、畦畔の雑草管理に除草剤を使用しないことに関する農業者の同意が得られることが確実と見込まれること。
 - ウ 実施地区の概ね全部の水田畦畔において、法面保護植物等による除草剤を使用しない省力的な雑草管理が行われること。
 - (4) 「(ア) 法面保護植物の増殖ほの設置」については実施を必須とする。
 - (5) 「(エ) 除草剤を利用しない省力的な雑草管理機の導入」についての経費は、推進費に係る総事業費の50%未満とする。
 - (6) 多面的機能支払交付金の農地維持支払実施地区以外を対象とする。
- 2 「イ 土づくりの実践等による環境負荷軽減を図るために必要な施設の整備」は以下の要件を満たすこと。
 - (1) 受益地区において、化学合成農薬及び化学肥料の使用量を地域慣行に比べ5割以上低減した栽培により、環境と調和した農業生産を推進していること。
 - (2) 農地所有適格法人、農業者等の組織する団体においては、化学合成農薬及び化学肥料の使用量を地域慣行に比べ5割以上低減した栽培の拡大計画が作成されていること。
 - (3) 上記(1)及び(2)の「化学合成農薬及び化学肥料の使用量を地域慣行に比べ5割以上低減した栽培」とは、①JAS法に基づく有機農産物、②県が認証する特別栽培農産物、③国の特別栽培農産物ガイドラインに基づき栽培された農産物、の栽培とする。
 - (4) 事業主体が農地所有適格法人、農業者等の組織する団体の場合は、エコファーマーに認定されているまたは「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている(にいがたエコファーマーである)こと。

- 1 受益地区において、化学合成農薬及び化学肥料の使用量を地域慣行に比べ5割以上低減した栽培により、環境と調和した農業生産を推進していること。
- 2 リース借受者が認定農業者、農地所有適格法人及び農業者等の組織する団体においては、化学合成農薬及び化学肥料の使用量を地域慣行に比べ5割以上低減した栽培の拡大計画が作成されていること。
- 3 上記1及び2の「化学合成農薬及び化学肥料の使用量を地域慣行に比べ5割以上低減した栽培」とは、①JAS法に基づく有機農産物、②県が認証する特別栽培農産物、③国の特別栽培農産物ガイドラインに基づき栽培された農産物、の栽培とする。
- 4 防除機導入地区は、市町村防除実施計画が策定されており、共同防除実施地区であること。
- 5 無人航空機を導入する場合、無人航空機導入地区は、オペレーターが養成されているか、年度内に養成されることが確実な地区であること。
- 6 リース借受者が認定農業者、農地所有適格法人及び農業者等の組織する団体である場合は、エコファーマーに認定されているまたは「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている(にいがたエコファーマーである)こと。

種目	細目 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
8 酪農省力化機械の導入支援	酪農経営体が飼育管理の省力化による生乳生産量の増加を図るための取組を推進する。	補助	【機械整備】 500～50,000千円 (5/10以内) 【施設整備】 500～50,000千円 (5/10以内)	酪農経営体が飼育管理の省力化により生乳生産量の増加を図るために必要な機械・施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・農地所有適格法人 ・農業法人 ・農業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・第3セクター
		リース	【機械整備】 500～30,000千円 (5/10以内)	酪農経営体が飼育管理の省力化により生乳生産量の増加を図るために必要な機械の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合 ・民間リース会社 (認定農業者、農業者等の組織する団体、農業協同組合)

採 択 基 準

- 1 酪農の生産振興を図ることが適当と認められる地域であり、中核となる畜産経営体の育成が見込まれること。
- 2 本事業を実施する場合には省力化機械の導入計画を策定し、労働時間の短縮、生乳生産量が増加する目標の達成が可能な計画であること。併せて、飼料自給率向上計画を策定すること。
- 3 酪農の省力化機械及び施設とは、労働時間の短縮（搾乳機自動搬送システム、自動給餌機等）や飼育管理改善（発情発見装置等）等を図るために必要な機械とし、酪農の省力化機械を整備するために必要な施設整備とする。

-
- 1 酪農の生産振興を図ることが適当と認められる地域であり、中核となる畜産経営体の育成が見込まれること。
 - 2 本事業を実施する場合には省力化機械の導入計画を策定し、労働時間の短縮、生乳生産量が増加する目標の達成が可能な計画であること。併せて、飼料自給率向上計画を策定すること。
 - 3 酪農の省力化機械及び施設とは、労働時間の短縮（搾乳機自動搬送システム、自動給餌機等）や飼育管理改善（発情発見装置等）等を図るために必要な機械とし、酪農の省力化機械を整備するために必要な施設整備とする。